

拡大生産者責任に係る要望の概要

1 (公社)全国都市清掃会議[※]を通じた要望

プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律について、以下のとおり、国へ要望。

- ・プラスチック製容器包装と製品プラスチックの一括回収・リサイクルの実施にあたっては、リサイクルまでの工程において、市町村の財政負担が過大とならないよう、必要な措置を講じること。
- ・製造・販売事業者等による自主回収については、取組が進むよう、引き続き制度を検討していくこと。

※ 全国における清掃事業の円滑な推進を図ることにより、住民の生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図り、もって公益の増進に寄与することを目的とした組織。年1回、地方公共団体から提出された廃棄物行政に関する要望を取りまとめ、政府与党及び関係省庁に対し、要望書の提出や意見交換を行っている。

2 5都市（横浜市、大阪市、川崎市、名古屋市、本市）による要望

別紙1のとおり

※環境省による「プラスチック資源一括回収に関する意見交換会」における要望

3 本市独自の要望

別紙2のとおり

プラスチック資源循環法 政省令案を踏まえた プラスチック資源一括回収に係る意見について

2021/11/26

「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」（以下「法」という。）に基づき、自治体がプラスチック製品の分別収集及び再商品化を実施するよう努めることとされています。

このたび、横浜市、大阪市、川崎市、名古屋市、京都市が、当該制度に関する意見交換を行い、課題を整理しましたので、次の点を踏まえて具体的な制度設計を検討されるよう、お願いいたします。

1. 自治体負担増に対応する支援

○プラスチック製品の処理費用は、プラスチック製容器包装と比べて自治体負担の割合が大きく、また、回収量の増加に伴い自治体の費用負担が増大します。自治体の費用負担を軽減しリサイクルを進めるため、補助制度等の構築や国会の附帯決議に基づく地方財政措置を講じること。また、法の見直しに合わせ、製造・販売事業者が費用を拠出する仕組みを検討すること。

2. 再商品化計画

○再商品化施設のトラブルなど、有事の際にも継続した処理を行うため、容リルート^{※1}と認定ルート^{※2}の併用や年度途中での切替えを可能とすること。

○複数の再商品化事業者を再商品化計画に含めることができる制度とすること。

※1 法第32条の既存の容器包装リサイクル法ルートを活用した再商品化ルート

※2 法第33条の主務大臣が認定した場合に自治体による中間処理を省略して再商品化事業者が実施することが可能となる再商品化ルート

3. 事業者の支援

○リサイクル不適合物とみなされることの多い、金属などを含む複合素材でできたプラスチック使用製品についても処理可能なリサイクル施設が必要であることから、こうしたリサイクル施設の整備を早急に進めること。

○民間のリサイクル施設の整備を進めるため、再商品化計画等の認定要件を簡素化するとともに、設備投資補助などを継続して行うこと。

○選別一体合理化の認定基準については、費用に関する事項のほか、リサイクルの質向上や環境負荷低減効果などの総合的な視点を取り入れること。また、費用の基準を定める際は、人件費や産廃処理費用増などの社会的要因を考慮すること。

4. 対象品目

○一括回収の対象品目については、自治体が範囲を選択できるようにすること。

5. 事業コスト・温室効果ガス低減効果（LCA）の算出

○自治体が事業を実施する場合のコストやLCAを試算するにあたって、必要なデータの公表や、LCA算出システムの提示などの支援を行うとともに、制度の目的や効果を市民に分かりやすく周知すること。

6. 循環型社会形成推進交付金の交付要件化

○交付要件にプラスチック使用製品廃棄物の分別収集を新たに追加する場合には、近隣自治体と共に循環型社会形成推進地域計画を策定している自治体が多数存在していることに鑑み、地域計画の構成自治体の全てにおいて要件を満たすことを条件とするのではなく、自治体ごとの事情に即した柔軟な対応を図ること。

○現時点で、近隣に受入可能な再商品化事業者が存在しない自治体があることや、自治体が分別収集体制を構築する際、市民への周知、施設の整備、新たな委託契約等に一定の準備期間を要することを踏まえ、交付要件及び適用される開始時期を定めること。

○分別収集の実施方法については、いわゆるステーション収集だけではなく、拠点収集や民間事業者と連携した回収など、幅広く認めること。

7. リチウムイオン電池の対策

○急増している発火事故を防止するため、実効性のある取組を推進していくこと。

（リチウムイオン電池内蔵製品の製造・販売事業者（輸入業者含む）による環境配慮設計の促進・自主回収の義務化、再資源化費用の負担など）

また、リチウムイオン電池による発火の危険性や、内蔵製品の適切な排出方法などを自治体とともに周知すること。

○加熱式たばこなど、現在小型家電リサイクル法の対象となっていないものを対象品目に追加すること。

8. その他

○自主回収・再資源化の認定を受けた製造・販売事業者の取組状況や収集量の実績について、収集区域の自治体に情報提供すること。

○製造・販売事業者による自主回収・再資源化、排出事業者における排出抑制・再資源化等の取組について、将来を見据えた数値目標を設定するなど、運用指針を作成すること。

拡大生産者責任をより重視した資源循環及び廃棄物適正処理制度の構築

京都市では、循環型社会の実現に向け、条例で事業者による2R（発生抑制、再使用）の取組を定め、分別を義務化することにより、ごみの減量とリサイクルを進めるとともに、有害・危険物についても早くから分別回収に取り組み、安全な処理体制の確保に努めています。

今後、「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」に基づき、市町村によるプラスチック製品の分別収集・再商品化や製造・販売事業者による発生抑制・自主回収などの取組により、プラスチック資源循環の促進を総合的かつ計画的に推進していくこととなりますが、市町村が収集するプラスチック製品について、収集運搬から再商品化に係る市町村の財政的負担は、製品を含めたプラスチックごみの2R・リサイクルの更なる推進を図るうえでの課題となります。

また、リチウムイオン電池を含む小型家電などの製品が増加する中で、リチウムイオン電池に起因する廃棄物中間処理施設での火災事故の発生とそれに伴う多額の改修費用の発生、小型家電の処理施設での発火対策強化に伴う処理単価の高騰など、回収・処理を担う自治体負担は著しく増大しています。

については、拡大生産者責任の考え方をより重視した、製造・販売事業者等による取組に係る制度について、次のとおり求めます。

提案・要望事項

- (1) プラスチックごみの収集運搬・保管等や再商品化についての製造・販売事業者による費用負担の仕組みの構築などによる自治体負担の軽減
- (2) リチウムイオン電池内蔵製品の製造・販売事業者による実効性ある環境配慮設計及び回収の義務化等プラスチック製品再商品化等のリスク軽減

(経済産業省、環境省)



＜提案・要望事項の補足＞

- (1) 「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」に基づき、本市では令和5年4月からプラスチック製品の回収（プラスチック製容器包装との一括回収）及び再商品化を行うこととされているが、同法による資源循環を進めていくにあたり、収集運搬・保管等や再商品化についての自治体負担が増大する。
この自治体負担には地方交付税による財政措置が講じられるが、プラスチックの資源循環をより一層進めていくにあたって、同法における製造・販売事業者による発生抑制・自主回収などの取組について実効性を向上させ推進するとともに、プラスチック製品の分別収集・再商品化の拡大につながる製造・販売事業者による費用負担の仕組みを構築するなど、拡大生産者責任をより重視し、プラスチックの資源循環に取り組み自治体等の経済的負担が軽減される公正・公平なリサイクルの仕組みとなるよう国に求めるものである。
- (2) モバイルバッテリーや加熱式たばこ等ごみ中のリチウムイオン電池に起因する本市クリンセンターの破碎コンベアの火災（改修に1.5億円）、バイオガス化施設の破碎工程で多発する発火検知、など、火災リスクと処理の負担が著しく増大している。
本市では、平成23年からリチウムイオン電池をはじめとする小型二次電池（近年では年間数トンを回収してJBRに引き渡し）や、それを含む製品の拠点回収を行うとともに、一部の事業者による自主回収が進まない加熱式たばこなど更なる分別・回収の充実にも努めているが、リチウムイオン電池を含む製品は、今後、本市をはじめとする市町村が本法律に基づきプラスチック製品の再商品化を進めるに当たっての大きなリスクである。そこで、処理に危険を伴う製品の拡大生産者責任として、製造・販売事業者による実効性ある環境配慮設計や義務化等による回収の更なる促進が必要不可欠であり、事故が発生した場合の処理施設の修繕等についての負担などと併せて市町村のリスク回避・軽減を国に求めるものである。